

國道五號線中最上郡内路線改修促進ニ關スル建議案 提出者 長崎上海間通信機關擴充ニ關スル建議案 倉成庄八郎君 提出者 佐保 畢雄君 提出者 田中 好君 島原鐵道竝口之津鐵道買收ニ關スル建議案 提出者 太田 理一君 貿易振興上諸機關充實ニ關スル建議案 提出者 佐保 畢雄君 武道審議會設置ニ關スル建議案 提出者 三輪 壽壯君 三宅 正一君 (以上二月二十三日提出) 第五部選出 第三部選出 如シ 請願委員 松尾 寅吉君 一昨二十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ 如シ 第五部選出 算豫委員 赤松 克麿君 (江藤源九郎 君補闕)
電力管理法案(政府提出)外三件委員 辭任河上太郎君 補闕田原 春次君 一去二十一日電力管理法案(政府提出)外三 件委員南條徳男君へ退職者トナリタルニ 付其ノ補闕トシテ牧野良三君ヲ去二十二 日議長ニ於テ選定セリ
重要鑄物増產法案(政府提出)外一件委員 委員長 森田 福市君 一昨二十三日委員長及理事互選ノ結果左ノ 如シ
國家總動員法案(政府提出)第一讀會 第一條 本法ニ於テ國家總動員トヘ戰時 (戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以 下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲 國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様 人の及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ 第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ 掲グルモノヲ謂フ
一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物 資 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧 飲料及飼料 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫 療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家 畜衛生用物資 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空 機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資 五 國家總動員上必要ナル通信用物資 六 國家總動員上必要ナル土木建築用 物資及照明用物資 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、 配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、 機械器具、裝置其ノ他ノ物資 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅 令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要 ナル物資

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ ス、此際一言致シマス、昨二十三日ヲ以テ 會期三分ノニ達シマシタカラ、本日ヨリ ハ先例ニ依リマシテ本會議ハ火曜日、木曜 日、土曜日以外ニ於テモ議長ニ於テ隨時開 催等議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル
第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ 掲グルモノヲ謂フ 一 總動員物資ノ生產、修理、配給、 輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通 信ニ關スル業務 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關ス ル業務 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜 衛生又ハ救護ニ關スル業務 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ 關スル業務 六 國家總動員上必要ナル試驗研究ニ 關スル業務 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓 發宣傳ニ關スル業務 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關ス ル業務 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅 令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要 ナル業務
第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上 必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ 帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事 セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ 妨げズ
第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上 必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ 帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシ テ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業 務ニ付協力セシムルコトヲ得
第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上 必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ 從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金 其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ 爲スコトヲ得
第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上 必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞 働等議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル

命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出稅若ハ輸入稅ヲ課シ又ハ輸出稅若ハ輸入稅ヲ增課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得
第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ增加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲ノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得
第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下ダルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得
第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得
第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ得
第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送費、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送費、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、事業場其ノ他技能者ノ養成所、工場、事業場ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得
第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生產、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得
第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ニ定ムル所ニ依リ總動員業務ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得
第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生產若ハ修理ヲルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務トスル者又ハ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得
第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生產若ハ修理ヲルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生產又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得
第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定

ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條
ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券
ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十
六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若
ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補
償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十
三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令
ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又
ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ
額及第十五條ノ規定ニ依ル拂トノ價
額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府
之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十
八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助
金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲
必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ア
ルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ
徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所
ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ
他ノ物件ヲ検査セシムコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ
違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サン
トシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬
圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ
又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所
有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スル
コトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追
徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰
金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限
若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
タル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
タル者

四 第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
タル者

五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地
若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又
ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避
シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰
金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁
止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁
止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規
定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協
定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢
止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五
項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違
反シ保有ヲ爲サザル者

五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生產、
修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第六條 第三十一條第一項ノ規定ニ依
ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新
聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ
他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者
ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓
以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實
際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ
署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル
差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月
以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ
罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪
ノ規定ヲ適用セズ

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金
ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ
又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セ

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
タル者

三 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

四 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

五 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

六 第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
タル者

三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令
ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者

二 第三十條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ處
分ニ違反シタル者

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處
分ニ違反シタル者

四 第三十一條第一項ノ規定ニ依ル命令
ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發
行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテ
ハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若
ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實
際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ
署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル
差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月
以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ
罰金ニ處ス

第四十一條 前條第一項ニ掲グル者ニ對
シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者
ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追
徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對
シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者
ヲ没收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追
徴ス

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ
人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其
乃至第三十四條、第三十六條第二號、

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シ
テ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若
ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又
ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者
其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官
廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機
密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以
下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上
知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務
ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シ
タルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上
知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ祕密
ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下
ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ規定ニ依ル職務執行ニ關シ
タルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル組合ノ役員其
ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ
要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ
懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ
相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下
ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之
ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追
徴ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ
ヘ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其
乃至第三十四條、第三十六條第二號、

第三十七條 第三十八條又ハ第四十三
條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行
爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對
シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス
第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ
本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ
代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業
者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲
ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有
スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業
者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲
ニ付亦同ジ本法ノ罰則ハ本法施行地外
ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ
適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍
機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮詢
問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十
八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シ
タル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規
定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス
軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ
付テハ仍舊法ニ依ル

(國務大臣廣田弘毅君登壇) 本日ハ總理大臣
病氣ノ爲メ私代ッテ登壇致シタモノニアリ
只今議題トナリマシク國家總動員法案ニ
付テ提案ノ理由ヲ御説明申上ガマス
近代戰ノ特色ハ所謂國力戰ニアルノデア
リマシテ、戰爭ノ目的達成ノ要訣ハ、一ニ
陸海軍ノ奮闘ト國家總動員態勢ノ完備トニ
存スルノデアリマス、而シテ國家總動員ノ
趣旨ハ、國防ノ爲メ物心兩方面ニ瓦リ國家
裏切ラレマシテ、其後事態ハ日ニ月ニ擴大

ノ全能力ヲ發揮スルノニアリマス、即チ本
法ノ適切ナル運用ニ依リマシテ、軍需品ヲ
充足シテ陸海軍ニ不斷ノ戰鬪力ヲ供給スル
ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有
スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業
者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲
ニ付亦同ジ本法ノ罰則ハ本法施行地外
ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ
適用ス

ト同時ニ、民需品ヲ補給シテ國民經濟ノ運
行ヲ確保セントスルノデアリマシテ、國民
ノ愛國心ヲ基礎トシ、舉國一致ノ協力ニ
依リテ、初メテ其效果ヲ完ツスルコトヲ得ル
ノデアリマス、政府ハ時局ニ鑑ミマシテ、國民
ノ愛國心ヲ基礎トシ、舉國一致ノ協力ニ
要ヲ認メ、茲ニ本案ヲ提出シタル次第デア
リマス、何卒十分御審議ノ上御協賛ヲ與ヘ
ラレントヲ切望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ
ス、順次之ヲ許シマス齋藤隆夫君

(齋藤隆夫君登壇)

○齋藤隆夫君 本案提出ノ理由ハ只今廣田
國務大臣ノ說明セラレマシタルガ如ク、又
此法案ノ第一條ニ現レテ居リマスルガ如ク、
戰時若クハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ當リマシ
テ、日本全國ニ跨ツテ人の統制ヲ爲シ、物
的ノ統制ヲ爲ス、即チ人間ト物質此兩者ヲ
併セテ統制ヲ爲シ、之ニ依テ憲法上ニ保障
セラレテ居リマスル所ノ日本臣民ノ權利自由
及ビ財產、一言ニシテ申シマスルナラバ、
即チ國民ノ生存權、之ニ向ツテ一大制限ヲ
加ヘントスルモノデアリマスルガ、之ヲ今
日國家ノ現情ニ照シテ、斯ノ如キ立法ガ果
シテ必要アルカナイカ、又假令是ガ必要
デアルト致シマシテモ、其内容ガ適當ナモ
ノデアルカナイカ、更ニ立法ノ方法、立法
ノ形式ニ缺ク所ハナイカ、凡ソ是等ノコ
トハ吾々ガ本案ヲ審議スルニ當リマシテ、
ナインミナラズ、此軌道ニ向ツテ進ムコト
ガ、即チ國家ノ目的ヲ達スル最良ノ方法デ
アリ、此軌道ヲ踏ミ外スコトハ許サレ
ニ反逆スル行爲トナルノデアリマス、政
(拍手)然ラバ其軌道トハ何アルカ、申ス迄
ル問題デアルノデアリマス(拍手)

○國務大臣(廣田弘毅君登壇) 本日ハ總理大臣
病氣ノ爲メ私代ッテ登壇致シタモノニアリ
只今議題トナリマシク國家總動員法案ニ
付テ提案ノ理由ヲ御説明申上ガマス
近代戰ノ特色ハ所謂國力戰ニアルノデア
リマシテ、戰爭ノ目的達成ノ要訣ハ、一ニ
陸海軍ノ奮闘ト國家總動員態勢ノ完備トニ
存スルノデアリマス、而シテ國家總動員ノ
趣旨ハ、國防ノ爲メ物心兩方面ニ瓦リ國家
裏切ラレマシテ、其後事態ハ日ニ月ニ擴大

シテ殆ド底止スル所ハナイ、遂ニ今日ノ現
状ヲ來シタノデアリマス、而シテ今日ノ現
状ヨリ見マスルナラバ、事變ノ將來ハ全ク
測リ知ルベカラズ、東亞ニ於ケル完全ナル
世界列國ノ形勢ノ上ニモ或ル程度ノ變化ガ
平和克復ノ時ヲ迎ヘルコトハ、前途頗ル遼
遠ト見ナクテハナラナイ、加之此事件ガ本
トナリマシテ、所謂一波萬波ヲ呼び起シ、
國家總動員ノ實施ニ法的根據ヲ與フルノ必
要ヲ認メ、茲ニ本案ヲ提出シタル次第デア
リマス、何卒十分御審議ノ上御協賛ヲ與ヘ
ラレントヲ切望致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ
ス、順次之ヲ許シマス齋藤隆夫君

○齋藤隆夫君登壇

○齋藤隆夫君 本案提出ノ理由ハ只今廣田
國務大臣ノ說明セラレマシタルガ如ク、又
此法案ノ第一條ニ現レテ居リマスルガ如ク、
戰時若クハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ當リマシ
テ、日本全國ニ跨ツテ人の統制ヲ爲シ、物
的ノ統制ヲ爲ス、即チ人間ト物質此兩者ヲ
併セテ統制ヲ爲シ、之ニ依テ憲法上ニ保障
セラレテ居リマスル所ノ日本臣民ノ權利自由
及ビ財產、一言ニシテ申シマスルナラバ、
即チ國民ノ生存權、之ニ向ツテ一大制限ヲ
加ヘントスルモノデアリマスルガ、之ヲ今
日國家ノ現情ニ照シテ、斯ノ如キ立法ガ果
シテ必要アルカナイカ、又假令是ガ必要
デアルト致シマシテモ、其内容ガ適當ナモ
ノデアルカナイカ、更ニ立法ノ方法、立法
ノ形式ニ缺ク所ハナイカ、凡ソ是等ノコ
トハ吾々ガ本案ヲ審議スルニ當リマシテ、
ナインミナラズ、此軌道ニ向ツテ進ムコト
ガ、即チ國家ノ目的ヲ達スル最良ノ方法デ
アリ、此軌道ヲ踏ミ外スコトハ許サレ
ニ反逆スル行爲トナルノデアリマス、政
(拍手)然ラバ其軌道トハ何アルカ、申ス迄
ル問題デアルノデアリマス(拍手)

第一讀會

第一へ本案憲法第三十一條トノ關係デ
アリマス、本案ハ第一條ヨリ第五十條マデ
ゴザイマスルガ、之ヲ概括シテ申シマスル
ナラバ、憲法ニ保障セラレテ居リマスル所
ノ日本臣民ノ權利自由、法律ニ依ルニアラ
ザレバ制限スルコトハ出來ナイ、法律ニ依
ルニアラザレバ剝奪スルコトノ出來ナイ此
權利自由ヲ、法律ニ依ラズシテ勅令ヲ以テ
之ヲ左右セントスルノデアリマス、而シテ
此法律ハ戰時及ビ事變ノミニ適用セラレル
ノデアル、其以前ニ於テヘ適用セラレナイ、
又其以後ニ於テヘ適用スペカラザルモノデ
アルト云コトハ、是ヘ明カデアル、所ガ憲
法第三十一條ニハ如何ナルコトガ規定シテア
ルカト見ルト「本章ニ掲ケタル條規ハ戰時
又ヘ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施
行ヲ妨クルコトナシ」本章トヘ即チ憲法第二
章デゴザイマシテ、此二章ニ掲ゲテアリマ
スル所ノ臣民ノ權利自由ヘ、普通ノ場合ニ
於テヘ法律ヲ以テスルニアラザレバ制限ス
ルコトハ出來ナイガ、戰時事變ニ限ツテヘ法
律ニ依ラズシテ、天皇大權ノ發動タル勅
令ヲ以テモ自由ニ之ヲ制限スルコトガ出來
ル、憲法ニ於テ斯ウ云フ規定ガ設ケラレマ

シタ趣旨ハ、別ニ説明スル迄モナク、政府當局者ニ於テモ十分御承知ノ通リデアル、伊藤公ノ憲法義解ニモ明記シテアリマスル通りニ、國家非常ノ場合ニ當ツテ、國家ノ獨立ヲ保全スルガ爲ニ萬已ムヲ得ナイ規定デゴザイマシテ、之ヲ稱シテ、天皇ノ非常大權トモ稱シテ居ルノデアル、斯ノ如ク憲法第二章ニ規定セル臣民ノ權利自由ハ、普通ノ場合ニ於キマシテハ、法律ニ依ルニアラザレバ制限スルコトハ出來ナイガ、戰時變ニ當リテハ、大權ノ發動タル勅令ニ依ツテモ亦制限スルコトガ出來ルノデアル、併シ勅令ニ依ツテモトガ出來ルト云フコトハ、反對ニ法律ニ依リテハ制限ガ出來ナイト云フ趣旨デハナイ、即チ法律ニ依ツテモ出來レバ勅令ニ依ツテモ出来ル、言葉ヲ換ヘテ申シマスルナラバ、此關係ハ法律事項デアルト共ニ勅令事項デアル、勅令事項デアルト共ニ法律事項デアル、即チ法律ニ依ツテモ出來レバ勅令ニ依ツテモ出来ル、言葉ヲ換ヘテ申シマスルナラバ、此關係ハ法律事項デアルト共ニ勅令事項デアル、勅令事項デアルト共ニ法律事項デアル、即チ法律ト勅令トノ共同區域ニ屬スルモノデアルコトハ争ハレナイ、然ル所此法案ノ内容ヲ見マスレバ、此共同區域ニ屬スル事項ヲ勅令ニ規定スルガ爲ニ、特ニ議會ノ協賛ヲ求メントスルモノデアル、茲ニ憲法上ノ疑ガ起ルノデアリマス、即チ法律勅令共同區域ニアッテハ、法律ヲ以テ規定スルコトノ出來ルハ無論ノコト、其他全然法律ニ基カザル獨立ノ勅令ヲ以テモ、規定スルコトガ出來ルノデアル、而シテ獨立ノ勅令ヲ以テ規定スルコトガ出來ル其事項ヲ、今回勅令ヲ以テ規定セントスルナラバ、ソレコソ大權ノ獨立ヲ侵スコトナルノデアリマス、リデナク、之ニ向ツテハ議會ハ一切干渉スルコトハ出來ナイ、若シ之ニ向ツテ議會ガ干涉スルコトニナリマスルナラバ、ソレコソ大權ノ獨立ヲ侵スコトナルノデアリマス、思ハレルノデアリマスガ、政府ハドウ考ヘテ居ラル、カ、若シ此解釋ガ正シキモノデ

アルトスルナラバ、本案ハ根柢カラ崩壊セネバナラヌノデアル、政府ハ如何ナル見解ノ下ニ於テ此法案ヲ起草セラレタノデアルカ、先以テ此點ヲ明ニシテ置キタインノデアリマス(拍手)次ニ憲法第三十一條ノ關係ハ姑ク別問題トシテ、他ノ角度カラ此法案ヲ觀レバ、何人ニモ一見シテ分リマスルヤウニ、憲法上ノ法律事項ガ悉ク勅令ニ讓ツテアル、先程申シマシタヤウニ、法律ニ依ルニアラザレバ制限シ、剝奪スルコトノ出來ナイ日本臣民ノ權利自由ヲ、舉ゲテ政府ノ獨斷專行ニ委ネルト云フノガ、此法案全部ヲ通ズル所ノ目的デアルノデアル、若シ疑ハル、ナラバ此法案ノ内容ヲ一瞥シテ見ル、先ツ第二條ニハ總動員物資ト云フモノガ掲ゲテアル、是ハ一號ヨリ八號マデ掲ゲテゴザイマシテ、其外如何ナルモノヲ總動員物資トスルカト云フコトハ、全然勅令ニ讓ツテアル、故ニ日本全國ノ物資即チ國民ノ財產デアリマス、動產、不動產デアリマス、此國民ノ財產ヲ全部總動員物資トスルコトモ、是ハ政府ガ決メルコトガ出來ルノデアル、次ニ總動員業務ト云フモノガ掲ゲテアリマシテ、是モ一號ヨリ八號マデ例示的ノ規定ガゴザイマスルケレドモ、此外如何ナルモノヲ總動員業務トスルカハ、全然勅令ヲ以テ指定スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、ソレモ宜シイ、併ナガ根据ガアルノデアリマス、憲法ノ大家デアリマシタ所ノ故穢積八束博士ノ如キハ、終始一貫シテ死ニ至ルマデ委任立法ノ違憲デアルコトヲ論ゼラレテ居ル、切々トシテ委任立法亦憲法違反ニ非ラズトシテ居リマスカラ、私ヘ此點ニ付テハ議論ハ致サナイ、レテ居ル、併ナガラ我國ノ憲法的實例ハ、委任立法亦憲法違反ニ非ラズトシテ居リマスカラ、私ヘ此點ニ付テハ議論ハ致サナイ、此法律ノ總動員業務トスルカハ、全然勅令ヲ以テスルコトヲ全ク勅令ニ讓ツテアル、又是等ノ是亦政府ノ自由ニ日本全國ノ有ニル業務ヲ、業務ニ對シテ日本國民ヲ強制徵發スル、其他此業務ヲ擧ゲテ直接間接ニ支配スルノベスルコトヲ全ク勅令ニ讓ツテアル、又是等ノ業務ニ對シテ日本國民ヲ強制徵發スル、其

シテ、是モ一號ヨリ八號マデ例示的ノ規定ガゴザイマスルケレドモ、此外如何ナルモノヲ總動員業務トスルカハ、全然勅令ヲ以テ指定スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、ソレモ宜シイ、併ナガ根据ガアルノデアリマス、憲法ノ大家デアリマシタ所ノ故穢積八束博士ノ如キハ、終始一貫シテ死ニ至ルマデ委任立法ノ違憲デアルコトヲ論ゼラレテ居ル、切々トシテ委任立法亦憲法違反ニ非ラズトシテ居リマスカラ、私ヘ此點ニ付テハ議論ハ致サナイ、此法律ノ總動員業務トスルカハ、全然勅令ヲ以テスルコトヲ全ク勅令ニ讓ツテアル、又是等ノ是亦政府ノ自由ニ日本全國ノ有ニル業務ヲ、業務ニ對シテ日本國民ヲ強制徵發スル、其他此業務ヲ擧ゲテ直接間接ニ支配スルノベスルコトヲ全ク勅令ニ讓ツテアル、又是等ノ業務ニ對シテ日本國民ヲ強制徵發スル、其

シテ、是モ一號ヨリ八號マデ例示的ノ規定ガゴザイマスルケレドモ、此外如何ナルモノヲ總動員業務トスルカハ、全然勅令ヲ以テ指定スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、ソレモ宜シイ、併ナガ根据ガアルノデアリマス、憲法ノ大家デアリマスルカラ、事柄ノ性質上萬已ムヲ得ナイ場合ノ外ハ、斷ジテ之ヲ用フベキモノニ制定スル、即チ議會ノ權能ヲ侵スモノデアリマスルカラ、事柄ノ性質上萬已ムヲ得ナイ場合ノ外ハ、斷ジテ之ヲ用フベキモノニ制定スルコトノ出來ナイ立法事項ヲ、議會ノ協賛ヲ經ズシテ政府ガ勅令ヲ以テ自由ニ制定スル、即チ議會ノ權能ヲ侵スモノデアリマスルカラ、事柄ノ性質上萬已ムヲ得ナイ場合ノ外ハ、斷ジテ之ヲ用フベキモノニ制定スルコトノ出來ルモノハナイ、此法律ハ大體ニ於テ總動員法ノ總論ヲ規定シタニ過ギナインデアリマシテ、一切ノ各論ハ之ヲ勅令ニ讓ツテ居ルノデアリマス(拍手)故ムル所ニ依リ云々ノ條文ヲ見テモ、少クトモ三十有餘ノ勅令ガナケレバ、此法律ハ一無數ノ勅令ヲ制定シナケレバナラヌ、現ニ此法條ニ現ヘレテ居リマスル所ノ「勅令ノ定手」即チ勅令ノ林立、勅令ガ林ノ如ク生レテ來ル、何處ニ單一法ノ質ガアルカ、是ハ

レ、憲法ノ運用ガ來ルノデアリマスルカ
ラ、政府モ是等ノ點ニ付テハ十分ニ注意ヲ
加ヘテ、苟且ニモ憲法ノ権能ヲ輕視スル、
苟且ニモ議會ノ権能ヲ輕視スルト云フガ如
キ、斯ウ云フ考ハ毛頭起サレテハナラナイ
ノデアル（拍手）私ノ見ル所ニ依リマスル
ト、此立法ハ嘗テ獨逸ノ「ナチス」政府方
採ダ所ノ立法ト稍相類似シテ居ル所ガア
ル、殆ド兄弟分デハナイカト思ハル、ノデ
アリマス（拍手）御承知ノ通りニ、千九百三
十三年ノ三月ノ二十四日「ナチス」政府ハ議
會ノ協贊ヲ經テ、國家及ビ國民ノ危険ヲ除
去スル法律、世ニ所謂授權法ナルモノヲバ
制定シタノアリマス、此法律ヲ見マスル
ト、法律ハ議會ニ於テ作ルコトモ出來レ
バ、又政府自身ニ於テモ作ルコトガ出來
ル、即チ政府ニ向テ政府單獨ニ法律ヲ制
定スル權力ヲ與ヘテ居ル、「ナチス」政府ハ
此授權法ヲ握ツテ以來、勝手自由ニ數多ノ法
律ヲ製造シタ結果、事實ニ於テ獨逸ノ憲法
ハ變更セラレテ居ルノデアリマス、ソレト
是トハ全ク趣ハ違ヒマスルケレドモ、最前
申シマシタヤウニ、憲法上ニ於ケル極メテ
大切ナル要項、日本臣民ノ權利自由ヲバ、
法律ニ依ラズシテ政府ガ自由ニ左右スルコ
トガ出來ルト云フコトハ、憲法ノ一部變更、
憲法ノ中止ト何等選ブ所ハナイ（拍手）若シ
斯ウ云フ勢ヲ助長シテ行キマシタナラバ、
末ハドウナルカ、議會ノ權能ハ一步々々ト
政府ニ移ツテ、憲法政治ノ將來推シテ知ルベ
キノミデアリマス（拍手）而モ廣キ世ノ中ニ
ハサウ云フコトヲバ心緒ニ望ンデ居ル者ガ
アルカモ分ラス（拍手）御承知ノ通りニ、近
頃我國ノ一部ニ於キマシテハ、一種ノ反動
思想ガ現レテ居ル、此反動思想ノ中ニハ、
聽クベキモノモアリマスルケレドモ、又何
等有力ナル根據ヲ持ツテ居ラナイ、思想ノ統
一モ何モナイ、剩ヘ我國ノ國體、我國ノ歷
史、我國ノ政治組織等ニ付テ深イ研究モ爲

サズシテ、動モスレバ歐洲二三ノ國々ニ於
ケル獨裁政治家ノ糟粕ヲ嘗メテ、專制ノ昔
ニ還ヘルコトヲ以テ、國家改造、政治革新
ノ要諦ナリト心得テ居ル者ガアル（拍手）誤
レルモ甚シキモノデアリマス、私ハ今日ノ
政府部内ニ於テ、斯ウ云フ頭ノ持主ガアル
ト云フコトハ想像シテ居ラナイ、又此法案
ガスル思想ノ流レデアルト云フコトモ想像
シテ居ラナイ、併ナガラ此法案ノ内容ニ付
テハ、結シニ解ケザル所ノ一種ノ疑ガアリ
マスルカラシテ、敢テ此一言ヲバ呈スル次
第デアリマス
念ノ爲ニ尙ホ附加ヘテ置キマスルガ、吾
吾ハ決シテ此法案ヲ提ゲテ政府ト論争ヲ試
ミントスル者デハナイ、政府ハ國民ニ向ツテ
協力一致ヲ要望シテ居ル、吾々固ヨリ異存
ハナイ、吾々固ヨリ贊成デアリマス、贊成
デアルト同時ニ、吾々モ亦政府ニ向ツテ協力
一致ヲ要望スル權利ガアル（拍手）又政府ハ
國家ニ向ツテ摩擦相剋ヲ戒メテ居ル、吾々固
ヨリ異存ハナイ、吾々固ヨリ贊成デアリマ
スガ、吾々モ亦政府ニ向ツテ徒ニ國民ト政府
トノ間ニ於テ摩擦相剋ヲ惹起スペキ一切ノ
賜ツタ勅語ノ中ニドウ云フコトガ現レテ居
ルカ、朕ガ忠良ナル臣民宜シク憲章ヲ奉遵
シテ懲ルナカレ、之ニ對應シテ近衛總理大
臣ガ國民ニ訓諭セラレタル所ノ其一節ニ於
テモ「立憲治下ノ國民タル者宜シク立憲ノ
本義ニ稽ヘ憲章奉遵ノ途ヲ懲ルナカレ」、斯
ノ如キ立法ノ途ヲ執ルコトハ、此聖旨ニ應
へ奉ル所以デアルカ、此總理大臣ノ訓示ニ
副フ所以デアルカ、政府ハ退イテ此法案ノ
形式ニ付テハ、更ニ一考セラルベキモノデ
アルト思フガドウカ
私ノ質問ヘ大體以上ノ通りデアリマシテ、
政府ニ服從スルコトヲ以テ、愛國者ナリト心
得テ居ル者ガアル（拍手）世ノ中ノ俗物ハ卒
眞面目ニ御答辯アランコトヲ切ニ希望致シ
マス（拍手）

ハ、決シテ此非常時局ニ處スル所以デハナ
イノデアリマス、此見地ニ立ツテ私ハ此法案
ノ立法方法ニ付キマシテハ、多大ニ遺憾ノ
意ヲ表セザルヲ得ナイ
此前文ニ於テドウ云フコトガ現レテ居ル
カ、朕ガ在廷ノ大臣ハ朕ガ爲ニ此憲法ヲ施
行スルノ責ニ任ズル、斯ノ如キ立法ノ途ヲ
執ルコトガ、憲法施行ノ責任ヲ全ウスル所
以デアリマスカ、次ニ「現在及將來ノ臣民
ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フ
ヘシ」吾々ハ如何ナル場合ニ當テモ憲法ニ
對スル從順ノ義務ヲ忘レナイ、政府ハ宜シ
ク之ヲ記憶セラレネバナラヌ、或ハ先日ノ
憲法發布五十年記念ノ式典ニ當ツテ、國民ニ
ハシマシタヤウニ、憲法上ニ於ケル極メテ
大切ナル要項、日本臣民ノ權利自由ヲバ、
法律ニ依ラズシテ政府ガ自由ニ左右スルコ
トガ出來ルト云フコトハ、憲法ノ一部變更、
憲法ノ中止ト何等選ブ所ハナイ（拍手）若シ
斯ウ云フ勢ヲ助長シテ行キマシタナラバ、
末ハドウナルカ、議會ノ權能ハ一步々々ト
政府ニ移ツテ、憲法政治ノ將來推シテ知ルベ
キノミデアリマス（拍手）而モ廣キ世ノ中ニ
ハサウ云フコトヲバ心緒ニ望ンデ居ル者ガ
アルカモ分ラス（拍手）御承知ノ通りニ、近
頃我國ノ一部ニ於キマシテハ、一種ノ反動
思想ガ現レテ居ル、此反動思想ノ中ニハ、
聽クベキモノモアリマスルケレドモ、又何
等有力ナル根據ヲ持ツテ居ラナイ、思想ノ統
一モ何モナイ、剩ヘ我國ノ國體、我國ノ歷
史、我國ノ政治組織等ニ付テ深イ研究モ爲

サセマス
〔總理大臣ニ對スル質問ヲドウスルノ
ダ〕其他發言スル者多ク議場騒然
○議長（小山松壽君） 暫時休憩セラレンコトヲ望
ミマス（拍手）
○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
ス、暫時休憩致シマス
午後二時十三分休憩
○議長（小山松壽君） 休憩前ニ引續キ會議
ヲ開キマス——鹽野國務大臣
〔國務大臣鹽野季彥君登壇〕
○國務大臣（鹽野季彥君） 齊藤君ノ御質問
ニ御答ラ致シマス、齊藤君ノ御質問ノ要旨
ハ、本法案ト憲法トノ關係ニアルノデアリ
マス、殊ニ憲法第三十一條及ビ委任命令ノ
點ニ付テ、種々有益ナル御説ヲ拜聽スルコ
トガ出來マシタ、政府ニ於キマシテハ、勿
論本法案立案ノ際ニ當リマシテ、憲法問
題ニ付テ十分ナル研究ヲ遂ゲタノデアリマ
ス、政府ハ本法案ガ憲法ノ規定ニ決シテ違
反シテ居ナイモノト信ズルモノデアリマ
ス、政府ハ憲法ノ章條ヲ尊重シ、先例ニ
從ツテ本法案ヲ提案セルモノデアリマシテ、
決シテ議會ヲ輕視スルガ如キ意圖ヲ有スル
モノデハアリマセヌ、彼ノ立法事項ヲ
命令ノ規定ニ委任スルコト、即チ委任命令
ノ問題ニ付キマシテハ、既ニ幾多ノ先例ガ
ゴザイマスノデ、曩ニ軍需工業動員法アリ、
又昨年八事變ニ關聯スル臨時立法、其他ノ
先例ガ頗ル多いノデアリマス、此委任命令ハ
御承知ノ通り、法律ノ條文ノ上ニ於キマシ
テ、臣民ノ自由、財產等ニ對シテ制限ヲ加
ヘマスル場合ニ、命令ニ委任シマシテ、一層
其制限ヲ小ナラシムル爲ニ設ケラレテ居ル

モノデアリマス、決シテ命令ニ對シテ廣汎ナル委任ヲ與ヘル趣旨ノモノデハナイノデアリマス、本法案ニ於キマシテモ、最小限度ノ…

〔發言スル者アリ〕

○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（鹽野季彥君）（續） 範圍ニ於テ命令ニ規定セントスルモノデアリマス、尙ホ又命令ニ依ル必要ノアリマスルコトハ、戰爭ノ態様、規模、或ハ推移ノ狀況ニ依リマシテ、今カラ之ヲ豫斷スルコトガ出來ナイ事情モアルノデアリマス、斯様ナ譯デ命令ニ委任致シマスルコトハ、業ニ已ニ幾多ノ例ガアルコトデアリマスルカラ、決シテ憲法ノ章條ニ違反スルモノハ固ク信ジナキ事變ニ際シマシテ、戰時其他ノ之ニ準ズベナルコトヘ論ヲ俟タナイノデアリマス、此國家總動員ヲ遂行シテ實績ヲ擧ゲテ參リマスノハ、洵ニ國民ノ精神總動員ヲ必要トスルノデアリマス、單ニ法律ヲ規定シテ置クト云フバカリデハナク、是ガ實施ハ國民ノ總體ガ、其固有ノ精神ニ依ツテ遂行スル所ニアルコトハ、洵ニ齋藤君ノ御説ノ通りアリマス、併ナガラ今日ノ複雜ナル社會組織、經濟組織ノ下ニ於キマシテハ、一應平素ニ於テ其最後ノ保障トシテ、此程度ノ立法ヲシテ置クコトガ必要ト考ヘルノデアリマス、彼ノ憲法第三十一條ハ、非常特別ノ際ニ大權ノ發動ヲ見ル規定デアリマシテ、御質問際ニモ、其內容トナルモノハ法律デモ規定ガ出來、又非常ノ場合勅令ニ於テモ出來ルコトデゴザイマスガ…：

〔發言スル者アリ〕

○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（鹽野季彥君）（續） 併ナガラ其非常ノ場合ニ勅令ガ出マスルト、國民ノ之ニ對スル理解ガ乏シク、其實績ヲ擧グルコトガ容易デナイカトモ考ヘラレルノデアリ

マス、之ヲ今日ヨリ準備致シマシテ、國民ヲシテ能ク理解サセ、國民ノ協力ヲ俟テ、アラウト考ヘマスルカラ、今日ニ於テ此法案ヲ立案致シタ次第デアリマス、御承知ノ初メテ完全ナル國家總動員ガ出來ルモノデアラウト考ヘマスルカラ、アラウト思ヒマス、此一言ヲ残ヤウニ現今ノ國際情勢ニ於キマシテハ、如何様ナル狀態ニ推移シテ參リマスルカ、甚ダ豫測ヲ許サヌモノガアルノデアリマス、隨テ其準備ノ爲ニ、今ノ内カラ能ク國民ニ理解サセ、サウシテ其實效ヲ擧ゲタインガ茲ニ本案ヲ提出スル譯デアリマシテ、其平素ヨリノ計畫準備ガアツテ、初メテ圓滑ニ遂行スルコトガ出來ル、茲ニ重點ヲ置キマシテ本案ヲ提出シタ次第デゴザイマス（拍手）

〔齋藤隆夫君登壇〕

○齋藤隆夫君 政府ヲ代表シテ鹽野國務大臣ガ只今御答辯ニナリマシタ、私ハ斯ノ如キ大法案ヲ政府ガ提出スルニ當ツテ、國務大臣ノ間ニ於テ法案ニ對スル十分ノ理解ガ出来テ居ラナイコトヲ、甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス（拍手）

私ノ質問ハ第一ハ憲法第三十一條ト此法案トノ關係デゴザイマスルガ、是ハ全ク法理上ノ問題ニ屬スルノデアリマス、戰時及ビ事變ニ當リマシテハ、大權ノ發動ニ依ツテ憲法第二章ニ規定セラレテ居ル所ノ、臣民ノ權利自由ヲ拘束スルコトガ出來ルノデアル、是ハ別ニ法律ノ委任ニ依ラズシテ——依ラズシテデハナイ、法律ガ委任スペカラザルモノデアリマス（拍手）是ガ即チ大權ノ獨立ナノデアリマス、此法律ノ根據ナクシテ出來得ル所ノ此大權事項ヲバ、特ニ此法律ニ依ツテ議會ノ協賛ヲ經テ、勅令ニ委任セラレルト云フ其事ガ、憲法第三十一條ニ背イテ居ルノデハナイカト云フ、此點デアルノデアリマス（拍手）之ニ付テ政府ノ見解ハ定マッテ居ルノデアルカ、ナイカハ知リマセバ、更ニ退イテ大ニ研究セラレル必要ガアルト思フ（拍手）私ハ此壇上ニ於テ茲ニ政府ノ當局者ト、是レ以上質問ヲ重ヌル所ノ必要ハ認メマセヌ、政府ハ返ス／＼モ能ク内ノ御答辯ハ、此要點ニ觸レテ居フナカッタ

コトヲ甚ダ遺憾ニ思ヒマス
第二ニ委任立法ノ實例ガアルト云フコトニ研究シテ、憲法上及ビ政治上其他有ユル方面ヲバ能ク研究シテ、來ルベキ審議ニ臨マル、コトガ、政府トシテ當然執ラルベキ所ノ責務デアラウト思ヒマス、此一言ヲ残シテ私ノ質問ハ是デ打切りマス（拍手）
〔國務大臣鹽野季彥君登壇〕

○國務大臣（鹽野季彥君） 御答ヲ致シマス、第一點ハ憲法第三十一條ノ點デゴザイマス、憲法第三十一條ノ非常大權ハ、實ニ最後の場合ニアツテ、成ベク之ニ依ラナイ方ガ宜シル、斯ノ如キ廣汎ナル委任立法ヲ出シタ例ハ、憲法始マッテ以來無イ（拍手）而モ事柄ノ性質上、委任立法ニ依ルニアラザレバ、此目的ヲ達スルコトガ出來ナイト云フ理由ガアレバ吾々ハ認メル、其理由ガ何處ニアルカ、法律ニ規定スルコトガ出來ナイト云フ理由ガアレバ、何故議會ニ諸ラナイカ、法律ニ規定スルコトガ出來ナイト云フ其理由ガナクテハナラナイ、其理由ガ何處ニアル、現ニ審議會ヲ設ケテ多ノ勅令ヲバ審議會ノ議ニ付スルト云フノデハナイカ、最前申シタヤウニ審議會ニ付スル所ノ餘裕ガアルナラバ、何故議會ニ諸ラナイカ、審議會ニ付スル所ノ餘裕ガアルナラバ、何故憲法ノ審議機關タル所ノ樞密院ニ諸ラナイカ、茲ニ私ノ質問ガアルノデアリマス、又政府ヘ豫メ立法ヲ爲シテ國民ニ其要項ヲ示シテ置クコトガ必要デアルト言フ、併ナガラ此法案ハ此法案ダケデハ何ノコトデアルカ國民ニハ分ラナイ、此法案ニ伴フ所ノ三十幾ツノ勅令ガ出來テ、初メテ國民ハ立法ノ趣旨ヲ理解スルコトガ出來ルノデアル（拍手）然ルニ其勅令ハ出來テ居ラヌ、唯法律ノ總論ヲ此處ニ書イテ、是デ國民ニ用意ヲ要求スル、出來ルコトデヤナイノデアリマス、ソレ故ニ私ノ質問ニ對スル政府ノ立場ノ結果ニ立至ラナイコトヲ期待御答ヲ致シタ同様デアリマス

○議長（小山松壽君） 牧野良三君

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君 私ハ本案ニ付キマシテ内閣關係閣僚ニ對シ大體前後八項目ニ分チマシテ質疑ヲ致シタイト思ヒマス、私ノ求メマス所ハ、我ガ國家統治ノ原則ニ對シ、現内閣ト吾々議員トノ間ニ、見解ヲ異ニスルト云フヤウナ結果ニ立至ラナイコトヲ期待致シタイノデアリマス、隨テ此點ニ付キマシテハ、特ニ慎重、十分自重シテ御答ヲ戴キタイト存ジマス、只今齋藤君ノ質問ニ對スル政府ノ答辯ヨリ其態度ヲ見マスレバ、此重要ナル法律ヲ本議會ニ提出致シテ居リナガラ、總テノコトヲ屬僚ニ委セ、閣議ハ五十箇條、是位ノ條文ノ理解が出來ナイ筈一體何ヲシテ居ラレタカ（拍手）此重大ナ憲法ニ關スル問題ニ付テ閣僚ハ意見ヲ述べマシタカ、理解ヲ致シテ居リマスカ、全文僅ニ御加養アランコトヲ希望スルケレドモ、

代レル首席ノ國務大臣ガ、此重大ナル問題

ニ對シ、政府ノ所信ヲ國民ニ理解セシムルノ態度ヲ何故示サレマセヌ、加之法制通ナルノ故ヲ以テ、政府カラハ國務大臣トシテ司法大臣ガ立タレマシタガ、此議案ヲ讀ンデ居ラレマセヌ、私ハ議場ニ御諸リシタイ、政府ハ輕率不謹慎ダト思ヒマス〔ヒヤ／＼〕拍手〕斯様ナ重大ナ法案ヲ閣議ニ於テ練ラナイデ議會ニ提出シ、唯一人ノ近衛内閣總理大臣ノ答辯ノミヂ、一時ヲ糊塗セントスルガ如キ態度ガ今日窺ハレタル以上、議院ハ相當ノ覺悟ヲ以テ、此法律案ニ對サナケレバナラナイト思フノデアリマス（拍手）加本議案ノ理由ノ説明ヘ何デアリマス、言フ所簡ニ失シ、更ニ其要領ヲ理解スルコトガ出來マセヌ、政府ハ本法律案ガ、本議場ニ於テ特ニ重要ナル法律案ノ首位ニ居ルモノデアリ、而モ其内容ハ我ガ帝國憲法ノ解釋ニ關スル重大ナルモノヲ包含シテ居ルト云フコトヲ、疾ノ昔ニ御承知ノ筈デアル、然ルニ彼ノ如キ説明ヲ爲シテ、以テ議員ニ本案提出ノ理由ヲ理解出来ルト思ヘカラザル所以ヲ徹底セシメナケレバイカヌ（ヒヤ／＼）拍手〕然ルニ政府ハ商店法ノ説明ニ用キラレタルヨリモ、モット簡單ナ説明デアル、或ハ恨ル、政府ハ本案ニ對シテハ、多クヲ言ハズシテ、何等カノ力ヲ以テ之ヲ通過セシメントスルガ如キ意思ナキヤラ（拍手）院外ノ運動ニ對シテモ吾々ハ相當ノ警戒ヲ爲サヌベナラヌ今日ニ於テ、政府ノ態度ハ重ネテノ不誠意アリマス、重ネテノ不謹慎アリマス〔ヒヤ／＼〕深ク反省セラレントコトヲ望ミマス、私ハ政府ノ反省ヲ希望ミマシテ、而シテ此法律案ニ付テ私ノ質サントスル所ヲ進メタイノデアリマスルガ、特ニ此法律ノ甚シク危険デアルコトヲ指摘致シテ、御考慮ヲ請フノ第一點ト致シタイ

ト思フ、即チ其事ヲ述ベマシテ、私ガ是カラ進メマスル質問ノ要旨ヲ明ニ致シテ置キタイト思ヒマス先ヅ閣僚各位ニ此法律案ノ第一條ヲ御覽願ヒタイト存ジマス、第一條ハ如何ナルコトヲ規定致シテ居ルノカ、而シテ第二條以下ニハ、如何ナルコトガ規定サレテ居ルノカ、第一條ハ國家ガ最大ノ權限ヲ發揮スルニアラザレバ、爲ス能ハザル事項ヲ第一條ニ規定シテ居ル、而シテ第二條ニハ總動員物資ニ關スルコトヲ規定シ、第三條ニハ總動員業務トハ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ規定シ、而シテ第四條以下第二十條マデニ於テ、國家ガ最大ノ權限ヲ發動スルニアラザレバ爲スコトヲ得ザル事項ヲ、政府ノ行政權ニ委任シテ吳レト云フコトガ明ニセラレテアルノデアリマス、規定シテアルノデアリマス、而シテ第二十一條以下十一箇條ニ於テ、發動ニ關スル準備ノ、不完全ナガラ規定ヲ盛リ、而シテ第三十二條以下ト云フモノハ、全部本法律ニ違反スル行爲アリタル者ニ對スル處罰規定デゴザイマス、斯ノ如キ重大ナル法律デアルト云フコトヲ先づ頭ニ置イテカラ、私ノ質疑ニ御答ラ願ヒタイデアリマス

第一點、帝國憲法ト本案、此點ニ關シ私ハ何ヨリモ先づ現内閣諸公ニ對シ、此際改メテ帝國憲法ヲ讀直シテ欲シトイ云フコトヲ茲ニ提議致シマス（拍手）是ガ私ノ本日ノ質疑ノ第一ノ要點デアリマス、蓋シ今申シマスル通リニ、本法律案ハ全部デ僅ニ五十箇條デアリマスルガ、第三十二條以下ハ處罰規定デアリマスノデ、實體ト云ヘバ、僅々三十箇條デアル、而シテ其内容ヲ一言ニシテ言ヒマスナラバ、國家ノ非常時ニ際シ、國防ニ必要ナルコトヘ、一切之ヲ擧ゲテ政府ニ委シテ吳レト云フコトノ法律案デアリニ處スベキ用意ガアル、然ルニ政府ハソレ

ト思フ、即チ其權限委任ヲ議會ニ求メラル、マス、即チ其權限委任ヲ議會ニ求メラル、所ノ法律案デアリマス、即チ此處デ第一條ヲ見マス、第一條ニハ國防ノ目的達成ノ爲メ國ノ全力ヲ——國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムルヤウ、人的及比物的資源ヲトヲ規定致シテ居ルノカ、而シテ第二條以下ニハ、如何ナルコトガ規定サレテ居ルノカ、第一條ハ國家ガ最大ノ權限ヲ發揮スルニアラザレバ、爲ス能ハザル事項ヲ第一條ニ規定シテ居ル、而シテ第二條ニハ總動員物資ニ關スルコトヲ規定シ、第三條ニハ總動員業務トハ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ規定シ、而シテ第四條以下第二十條マデニ於テ、國家ガ最大ノ權限ヲ發動スルニアラザレバ爲スコトヲ得ザル事項ヲ、政府ノ行政權ニ委任シテ吳レト云フコトガ明ニセラレテアルノデアリマス、規定シテアルノデアリマス、而シテ第二十一條以下十一箇條ニ於テ、發動ニ關スル準備ノ、不完全ナガラ規定ヲ盛リ、而シテ第三十二條以下ト云フモノハ、全部本法律ニ違反スル行爲アリタル者ニ對スル處罰規定デゴザイマス、斯ノ如キ重大ナル法律デアルト云フコトヲ先づ頭ニ置イテカラ、私ノ質疑ニ御答ラ願ヒタイデアリマス

第一點、帝國憲法ト本案、此點ニ關シ私ハ何ヨリモ先づ現内閣諸公ニ對シ、此際改メテ帝國憲法ヲ讀直シテ欲シトイ云フコトヲ茲ニ提議致シマス（拍手）是ガ私ノ本日ノ質疑ノ第一ノ要點デアリマス、蓋シ今申シマスル通リニ、本法律案ハ全部デ僅ニ五十箇條デアリマスルガ、第三十二條以下ハ處罰規定デアリマスノデ、實體ト云ヘバ、僅々三十箇條デアル、而シテ其内容ヲ一言ニシテ言ヒマスナラバ、國家ノ非常時ニ際シ、國防ニ必要ナルコトヘ、一切之ヲ擧ゲテ政府ニ委シテ吳レト云フコトノ法律案デアリニ處スベキ用意ガアル、然ルニ政府ハソレ

レタイト思ヒマス
私ハ先程陸軍大臣竝ニ内務大臣ニ御答辯
ヲ要求致シマシタガ、更ニ茲ニ代表國務大
臣ニ質問ノ第一點、即チ本法案ト憲法ノ關
係ニ付テ三ツニ分ツテ御答辯ヲ要求致シマ
ス、一、本法案ハ立案ノ根本ニ重大ナル誤
リアリト信ズル、政府ノ所見如何、二、本
法案ト憲法第三十一條トノ關係如何、本法
案ノ目的トスル所ハ憲法第三十一條ヲ以テ
盡クト信ズ、政府ノ所見如何、三、本法案
ニ依リ物的資源ハ或ハ之ヲ確保スルコトヲ
得ベシ、然レドモ、他面人的資源ヲ喪失ス
ルニ至ルベキモノ大ナルモノアリト信ズ、
政府ノ所見如何、以上ガ私ノ本案ニ對スル
質疑ノ第一點ニアリマス

第二點、私ハ只今國務大臣トシテノ鹽野

法相カラ、三十一条ニ關シテ、此法文ハ憲

法第二章ノ規定ニ對スル例外ノ場合ヲ明ニ

シタ消極的ナ規定デアッテ、何等積極的意

義ヲ有スルモノデナイト云フガ如キ御答ヲ

承ツタヤウニ聽イタノデアリマス、而シテ

國家總動員ト云フガ如キ、各方面ニ亘ル重

要ナル事項ヲ網羅シテ規定スペキモノハ別

憲法上ノ問題ヲ惹起スルコトナシト言ハ

レタヤウニ思フ、ソレハ此三十一条ノ

規定ハ「本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ

國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ

妨クルコトナシ」ト消極的ナ形式ヲ以テ現シ

テアル「妨クルコトナシ」トアル爲ニ、是ハ

消極的ニ規定ヲシタノデアルトシ、宜シク

ハ狭ク解スベシトナシ、ソコニ積極的意味

ガナイト云フモ、帝國憲法ヲ讀直シテ戴キ

タイ、此憲法ハ欽定憲法デアルコトハ御承

知ノ通リダ、陛下ガ憲法ヲ制定セラル、ニ

レタイト思ヒマス
私ハ先程陸軍大臣竝ニ内務大臣ニ御答辯
ヲ要求致シマシタガ、更ニ茲ニ代表國務大
臣ニ質問ノ第一點、即チ本法案ト憲法ノ關
係ニ付テ三ツニ分ツテ御答辯ヲ要求致シマ
ス、一、本法案ハ立案ノ根本ニ重大ナル誤
リアリト信ズル、政府ノ所見如何、二、本
法案ト憲法第三十一條トノ關係如何、本法
案ノ目的トスル所ハ憲法第三十一條ヲ以テ
盡クト信ズ、政府ノ所見如何、三、本法案
ニ依リ物的資源ハ或ハ之ヲ確保スルコトヲ
得ベシ、然レドモ、他面人的資源ヲ喪失ス
ルニ至ルベキモノ大ナルモノアリト信ズ、
政府ノ所見如何、以上ガ私ノ本案ニ對スル
質疑ノ第一點ニアリマス

第二點、私ハ只今國務大臣トシテノ鹽野

法相カラ、三十一条ニ關シテ、此法文ハ憲

法第二章ノ規定ニ對スル例外ノ場合ヲ明ニ

シタ消極的ナ規定デアッテ、何等積極的意

義ヲ有スルモノデナイト云フガ如キ御答ヲ

承ツタヤウニ聽イタノデアリマス、而シテ

國家總動員ト云フガ如キ、各方面ニ亘ル重

要ナル事項ヲ網羅シテ規定スペキモノハ別

憲法上ノ問題ヲ惹起スルコトナシト言ハ

レタヤウニ思フ、ソレハ此三十一条ノ

規定ハ「本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ

國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ

妨クルコトナシ」ト消極的ナ形式ヲ以テ現シ

テアル「妨クルコトナシ」トアル爲ニ、是ハ

消極的ニ規定ヲシタノデアルトシ、宜シク

ハ狭ク解スベシトナシ、ソコニ積極的意味

ガナイト云フモ、帝國憲法ヲ讀直シテ戴キ

タイ、此憲法ハ欽定憲法デアルコトヲ御承

知ノ通リダ、陛下ガ憲法ヲ制定セラル、ニ

當リ、國家非常ノ場合ヲ豫想サレテ、非常
ノ場合ニハ此憲法ノ豫想サレテ、非常
要ニ依ツテハ大權ヲ發動スルゾト云フコトヲ
豫メ規定サレタ、學者ノ所謂大權留保ノ規
定デアリマス、大權留保デアル、憲法第二
章ノ規定ニ依ツテ幾多ノ衣ヲ重ネラレタル
大權ガ、愈、國家非常ノ時ニ於キマシテハ、
總テノモノヲカナグリ捨テ、國家ト國民
ノ爲ニ全大權ヲ發動スルト云フコトヲ明ニ
サレタ大權留保ノ規定デアル、此規定ヲ、
例外ダ、狹義ダ、消極的ダトハ何事デス、
憲法ヲ讀直シテ戴キタイ、大權ノ自由ナ活
動ガ國家非常時局ニ於テ本當ニ現ハレナケ
レバナラヌ、ドンナ立派ナ人ガ政治ノ衝ニ
當ラレテモ、國民ノ中ニ國家ノ總テノ隅々
マデニ、手ヲ届カシメル者ハ全世界ニナイ、
唯一人アル、我ガ 陛下ノミ、サレバコソソ
レヲ思ウテ命ヲ受ケタル伊藤公以下ノ志ヲ
察シナケレバナラヌ、ソコデ大權ハ及バザ
ルナク至ラザルナク、天日ノ如ク全國ニ光
被スル、ダカラ國家ノ重大事、例ヘバ戰爭ノ
時トカ、若クハ重大ナ國家事變ノ時ニ、此
條規ガ赫々タル光ヲ放テ國民ニ安心ヲ與
ヘルコトガ出來ルノデアリマス、私ハ斯様
ニ解スル、國民ハ本條ニ對スル斯様ナ信念
ヲ持テ居ル、政府ノ所見如何、是レ第二
點デアル

第三點、私ハ今色々ト憲法ニ關スル方
面ニ付テ所見ヲ質シマシタガ、是ハ憲法

ノ表面ヨリ見タル意見ヲ進メテ疑ヲ質サ

ニ大權ノ干犯デアリマス、何トナレバ、大權ト
雖モ憲法三十一條ノ場合ニアラザレバ、憲

法第二章ニ規定スル所ノ臣民ノ權利義務ニ
關スル保障ヲ動カスコトガ出來ナイノデア

ル、大權ト雖モ憲法三十一條ノ國家非常ノ

場合、即チ戰時若クハ國家事變ノ場合ニア

ラザレバ、臣民ノ權利義務ニ關スル規定ハ

其一ハ、本案ノ立法ハ非常大權ニアラザレ
バ爲ス能ハザル事項ヲ、一括シテ行政權ニ
包括委任セントスルモノナリト信ズ、政府

ノ所見如何、此二點デアリマス

次ニ第四點、私ハ只今憲法第二章臣民ノ權

利義務ニ關スル點ニ付テ注意ヲ喚起致シマ

シタガ、此憲法第二章ノ規定ハ憲法制定ノ

沿革上特ニ重大ナル意義ノアルモノデアル

ト云フコトハ茲ニ事新シク申ス迄モナイコ

トデアリマスガ、列國ノ沿革ヲ見マスレ
バ、總テ此規定ノ内容ハ血ヲ以テ獲得シタ

モノデアル、然ルニ我ガ帝國憲法ニ於テハ

ニハ、必ズ茲ニ樞密院ニ諮詢サレルデアラ
ウ(拍手)諸君、恣ニ戰時事變ヲ名トシテ、全
部ノ權限ヲ實行セントスル者ニ取テ、此手
續ガ怖イノデハナイカ、此手續ヲ省カンガ
爲ニ、敢テ憲法第三十一條ヨリ別ニ、斯ル
法律ニ依テ、國民ニ、帝國議會ニ、白紙委
任狀ヲ要求セントスルガ如キ此立法ニ對
シ、眞面目ナ國民ガ窮ニ恐レヲ懷クニ至ル
ト云フコトハ、是レ當然ノコトデアリマス
(拍手)

吾々ハ此内閣ニハ此法律ヲ許シテモ宜イ
カモ知レヌケレドモ、此内閣ガ此法律ヲ使
フノデハナイノデアル、何人ガ使フカモ分
ラナイノデアル(拍手「サウダ」ト呼フ者ア
リ)現内閣ヲ信任スルトカ、不信任スルト
カ云フ問題デハナイ、宜シク國民ハ子孫永
久ノ爲ニ、國礎ヲ萬代ノ安キニ置クガ爲ニ、
斯ノ如キ越權不謹慎ナル法律ヲ協贊シテ
ハナラナイノダ(拍手「ヒヤー」)

第七、或ハ政府ハ本法律ハ左様ナ大權干
犯、若クハ憲法ノ規定ニ牴觸スルガ如キ内
容ヲ規定シタルモノデハナイ、本法ハ大權
即チ憲法第三十一條ノ運用ノ内容ト方法ト
ヲ規定スルモノデアルト云フ、辯解ヲサレ
テ居ルヤニ聞イテ居ルノデアリマス、併ナ
ガラ大權ガ政府内閣ノ手ニ依テ、運用ニ關
條件附ケルモノデアル、憲法第三十一條ノ
大權ハ、必要ナル時ニハ如何ナル命令モ出ス
コトガ出來、如何ナル禁止モ爲スコトガ出來
ル、ソコニ此憲法第三十一條ト云フモノノ圓
滿無礙ニシテ、及ハザルナク、能ハザルナキ
權限留保ノ意義ガアルノデアル、戰爭ニ
ナッテモ、事變ニナッテモ、國民ハ唯上御一
人ヲ信ジテ居レバ、國家ハ萬代ナノデア
ル、然ルニオセカイニモ内閣ハ已レノ欲
スル所ニ依テ是ガ運用ノ形式ヲ定メ、内
容ヲ規定シ、條件ヲ附ケントシ、而シテ

曰ク、卒然トシテ大權ノ發動アルヨリモ、
豫メ規定ヲ明ニシテ置ク方ガ國民ノ安心ヲ
爲ニ、敢テ憲法第三十一條ヨリ別ニ、斯ル
法律ニ依テ、國民ニ、帝國議會ニ、白紙委
任狀ヲ要求セントスルモノデアリ、制
限セントスルモノデアル、圓滿無礙ナルベ
キ大權ノ發動ヲ條件附ケ、若クヘ制限スル
ト云フガ如キ解釋ノ、斷ジテ容ルベカラザ
ルコトハ、多言ヲ要スル所デハナイト思フ
ケレドモ、政府内閣ノ人々ノ言フ所ナリト
シテ、坊間傳フル所ヲ耳ニ致シマス、故ニ
斯ル說ノ誤レル所以ヲ明ニスルト共ニ、政
府當局ヨ、果シテ斯ル意見ヲ有スルヤ否ヤ、
有ストセバ其根據如何、是レ即チ私ノ第七
ノ質問デアリマス

私ハ最後ニ第八ノ質問ヲ致シテ、私ノ全質疑ヲ終リタイト思ヒマス、私ガ此案ノ提

案セラレルコトヲ聞キマシテ、種々ナル文獻ヲ調べテ、各國ノ事例ヲ見マスト、成程先程申シマシタ通リニ、伊太利ニ本案ト同種ノ立法ガアリ、獨逸ニモ亦其範疇ヲ同ジ

タル國ト云フ言葉ニ依テ、各方面ニ總理ノ含蓄アル言葉ガ種々ナル方面ニ用ヒラレテ居

マセヌ(拍手)内閣總理大臣近衛公爵ハ、昨年ノ特別議會ニ於ケル豫算委員會ニ於テ、重

大ナル差異ガアルコトヲ知ラナケレバナリト思フノデアリマス、即チ國民ヲ信ジテ行

フ所ノ皇道政治ト、國民ヲ無理ニ率キテ行ガ、獨逸、伊太利ニ見ル所ノモノハ、結局國民ノ權利義務ヲ尊重スル所以ナリト言フモ、斯ノ如キハ

ト云フガ如キ解釋ノ、斷ジテ容ルベカラザルコトハ、多言ヲ要スル所デハナイト思フ

ケレドモ、政府内閣ノ人々ノ言フ所ナリトシテ、坊間傳フル所ヲ耳ニ致シマス、故ニ斯ル說ノ誤レル所以ヲ明ニスルト共ニ、政

府當局ヨ、果シテ斯ル意見ヲ有スルヤ否ヤ、有ストセバ其根據如何、是レ即チ私ノ第七ノ質問デアリマス

(國務大臣鹽野季彥君登壇)
○國務大臣鹽野季彥君 牧野君ノ御質問
ニ御答テ致シマス、只今色々ノ御議論ヲ拜
聴致シマシタガ、要スルニ委任命令ノ問題
ト、憲法第三十一條ノ問題ト、此二ツノ大
キナ問題ニ觸レテ、色々ノ御質問ガアッタ
ノデゴザイマス

先づ最初ニ本法案ト帝國憲法トノ關係ト
云フコトデ、本法案ノ制定ガ憲法ノ精神ニ違
反スルモノデハナカト云フ御質問ニアリ
マシタガ、其要領ハ要スルニ委任命令ノ内
容ガ、廣汎ナモノデアルデハナカト云フ
コトニ歸著スルノデアリマシテ、本法案ガ

廣汎ナル委任命令ノ規定ヲ含ムコトハ、戰
時ニ處スル已ム得ザルノ必要ニ因ルモノ
デアリマス、勿論憲法ノ條規並ニ其精神ニ
違反スルコトハナイト信ズルノデアリマス、

廣汎ナル委任命令ヲ持シテ居リマスル法律
ハ、他ニモ其例ニ乏シクナイノデアリマス、
(ノーノーノーノーノーノーノーノーノーノ
ト呼ヒ共他發言スル者多シ)彼ノ軍需工業動員法其他ニモ先例ガアルノデ
アリマシテ、況ヤ國家危急ノ秋ニ於キマシテ、已ムヲ得ザル措置トシテ、之ヲ立案致シタ次第アリマス

第二ニ憲法三十一條ト本法案トノ關係デ
ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發

動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

ニ關スル條規ニ拘ラズ、天皇ノ大權ノ發
動ヲ以テ、即チ法律ニ基カズ、又憲法第二
章ニ規定シテアリマスル臣民ノ權利義務

他の大權ノ自由ナル發動ニ依ルニアラザレバ、臣民ノ自由財產ヲ制限シ得ザル旨ヲ規定シタルモノデハナイト存ズルノデアリマス、且ツ第三十一條ノ發動ハ、實ニ國家危急存亡ノ最後的ノ場合ヲ指スノデアリマシテ、而モ主トシテ處分トシテ發動スル場合ヲ豫想スルモノデアリマスカラ、國家總動員的計畫ヲ豫メ之ニ據ラントスルコトヘ、是存ジマス、ソレデ……

〔發言スル者多シ〕
○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣（鹽野季彥君）（續） 國家總動員法ナル法律ガ、憲法第三十一條ノ規定ノ效力ヲ失ハシメザルコトハ言フ俟タザル所デアリマスルガ、非常ノ場合ニ際シ憲法第三十一条ノ發動ヲ必要トスル時ハ、本法ニ拘ラズ大權ノ自由ナル發動アルベキコトハ、是亦言ヲ俟タザル所デアリマス

〔發言スル者多シ〕
○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス

○國務大臣（鹽野季彥君）（續） 隨テ本案ハ毫モ憲法ニ違反スル點ハ、ナイト存ズルノデアリマス
〔發言スル者多シ〕
○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣（鹽野季彥君）（續） 尚ホ又憲法第三十一條ハ、戰時ニ於テ當然發動スベキモノデハアリマセヌ、憲法第三十一條ガアルカラト云ッテ、本法案ハ不必要ダト云フ御所論ニハ承服シ得ナイノデアリマス、本法案制定ノ理由ハ、時局ニ鑑ミ戰時ノ場合ヲ豫想シテ、今カラ其準備ヲ備ヘテ置クノデアリマス、勿論戰爭ヲ豫想スルト云フ法案ハ他ニモアルノデアリマシテ、例ヘバ軍需工業動員法ノ如キ是デアリマス
〔發言スル者アリ〕
（國務大臣杉山元君登壇）

○國務大臣（杉山元君）（續） 併ナガラ之ヲスノデアリマス、而モ此總動員ノ目的ト致シマスルノハ、單ニ軍需ヲ充足致シマスバカリデナク、國民生活ヲ確保シ、且ツ國家……
〔發言スル者多シ〕
○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣（杉山元君）（續） 國家經濟ノ運行ヲ圓滑ナラシム爲ニ本法ヲ設ケラレタ所デアリマス、即チ軍需工業動員法ダケデナク、國民生活ヲ確保シ、且ツ長キニ瓦ル戰爭ニ對シマシテ、國家ノ經濟ヲ圓滑ニ運行セシメタイト云フ考ノ下ニ、本法ガ立案サレテアルノデアリマス、隨テ此點ニ付キマシテハ、議員各位ノ御諒解ヲ深クシテ戴キタイト思フノデアリマス、決シテ之ヲ以テ國民ノ自由權利ヲ束縛シ、或ハ壓迫スルト云フヤウナコトハ、毛頭考ヘテ居ルノデナク、寧ロ長キニ瓦ル戰爭ニ方リマシテ、國民ヲシテ生活ニ不安ヲ感ゼシメザルガ如ク計畫ヲシ、實施ヲ致シマス、是ハ歐洲大戰ニ於ケル露西亞及ビ獨逸ノ状況ヲ御考ニナッタナラバ、最モ能ク御分リニナルト思フノデアリマス

〔發言スル者多シ〕
○議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス
○國務大臣（杉山元君）（續） 一途ニ御奉公ノ出來ルヤウニ致シマスル爲ニハ……
〔發言スル者多シ〕
○議長（小山松壽君） 山崎君重ネテ注意致シマス

○國務大臣（杉山元君）（續） 本法ヲ制定スル必要ガアルト存ズルノデアリマシテ、之ヲ以テ此法令ガ出来マシタカラ、直チニ是ノ全部ヲ實施發令致シマスルトカ、或ハ又ノ酷ナ實行ヲスルト云フヤウナコトハナイノデアリマスルガ、ソレ等ニ關シテハ、牧野君モ能ク御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、此點ヲ御考ヘ下サツタナラバ、只今私ニ御質問ニナツタ點ハ、明瞭ニナルデアラウト存ズルノデアリマス、殊ニ今日ノ時局ニ於テ、長期ノ作戰ヲ遂行スルニ當リマシテ、國際的關係上、將來ニ於キマシテ如何ナル重大ナル事態ガ發生スルヤモ測リ知リ得マセヌノデ、此際ニ於テ此總動員法ノ制定ヲ爲シ、之ニ對スル國民ノ認識諒解ヲ求メ、之ニ對スル計畫準備ヲ致スコトニ依リマシテ、初メテ圓滑ニ急ニ應ズル所ノ變ニ處スルコトガ出來ルノデアリマス、牧野君ハ軍需工業動員法其他ノ臨時立法ガアルカラト云フ御尋デアルノデアリマスガ、軍需工業動員法竝ニ其他ノ臨時立法ハ、只今ノ支那事變ニ對シテ制定サレタモノデアリマシテ、將來萬一更ニ大ナル事態ノ發生致シマスコトハ出來ヌノデアリマス（拍手）隨テ是等

〔國務大臣末次信正君登壇〕
○國務大臣（末次信正君） 御答致シマス、國家總動員ニ關シ從來用意ガナカツタカ、又從來アツタモノデハ足ラナイノカト云フ御質問ニ對シマシテハ、只今陸軍大臣ノ御答ニナリマシテ所ニ全部同意デアリマス、國家總動員ノ必要ハ、複雜ナル經濟關係上トデアリマシテ、國民ニ對シマシテハ、豫メ之ヲ理解シテ置イテ貰ヒタイノデアリマス（政府ガ理解シテ居ナイト呼フ者アリ）日本精神、忠君愛國ノ魂ハ最モ必要ナ點デアリマシテ、此精神無クシテハ、國家總動員ハ全キヲ得ナイコトハ申ス迄モアリマセス（ソレデ宜イデヤナイカト呼フ者アリ）

此精神ヲ基礎トシテ本法ノ實施ヲ期スルコトハ無論ノコトデアリマス、政府ハ我ガ日本國民ナレバコソ、此法案ノ精神内容ヲ理解シ、必ズ御協力ヲ得ルコトヲ期待シテ居ルノデアリマス（拍手）

○牧野良三君 此席ヨリ御許ヲ願ヒマス
〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君 只今三大臣ヨリ御答辯ヲ戴キマシタガ、御三君へ皆本日提案ノ國家總動員法案ヲ御理解ニナッテ居リマセヌ〔ヒヤヒヤ、拍手〕何ゾ憲法トノ關係等ヲ御研究ニナッテ居ルト見ルコトガ出来マセウ、本案ハ私方憂ヘタル如ク、全ク企畫院ニ於ケル事務當局ガ作成セラレタノミデアリマシテ、閣議ハ此點ニ於テ何等ノ調査モ研究モ明ニ致シテ居ナイト云フコトガ明ニナリマシタ〔拍手〕遺憾ニ堪ヘマセヌ、此點ニ於テ三大臣ノ答辯デ、私共ガ如何ニ政府内閣ノ意見ヲ理解シテ、此法律ノ審議ヲ進メテ行クカト云フコトニ惑ヘザルヲ得ナイノデアリマス、私ハ再質問ニ關スル資料ヲ整ヘテ参リマシタ、ケレドモ、最早之ヲ問フモ答辯ヲ得ルコトノ出來ナイノハ明カデアリマス、唯茲ニ申上ゲテ置キタイ、總動員計畫ガ出來テ居ルノカ居ナイノカ、三人ノ方カラ一人モ聽クコトガ出來ナカッタ、陸軍大臣竝ニ内務大臣カラモ之ヲ聽クコトガ出來ナイ、出來テ居ルノデスカ、出來テ居ナイノデスカ、三十一條以上ノ權力ヲ法律ニ依ツテ行政權ガ得ナケレバ計畫ガ立タナイノデアルカ、得ナクテモ出來ルノデスカ、茲ニ問題ノ中心トナルノヘ、第一條ヨリ第二十條ニ至ル規定ノ如何ナルモノデアルカヲ理解サレテ居ルカ、而シテ斯様ナモノハ總動員立法ノ中ニ存在ヲ許スベキモノナリヤ否ヤ、二十一條以下ノモノガ、正ニ所謂諸公ノ期待サレル總動員立法ノ内容ノ根核ヲ成サナケレバナラナイモノデハイカト云フ點デアリマス〔拍手〕而モ此二十一條以下ノモノハ頗ル杜撰アリマス、杜撰ナ所ヲ指摘シテ以テ企畫院ハ何ラシテ居ルカ、從來ノ資源局ハ何ラシテ居ルカト云フコトヲ問ヒタイノデアリマスルガ、之ヲ問フコトハ徒

ニ皮肉ニナルダケデ、何等國家ノ爲ニ得ル所ガナイト存ジマス、冀クハ本法案ヲ兩三日ノ間ニ是非讀ンデ、今日以後ノ質問ニ對シマシタガ、御三君へ皆本日提案ノ國家總動員法案ヲ御理解ニナッテ居リマセヌ〔ヒヤヒヤ、拍手〕何ゾ憲法トノ關係等ヲ御研

究ニナッテ居ルト見ルコトガ出来マセウ、本案ハ私方憂ヘタル如ク、全ク企畫院ニ於ケル事務當局ガ作成セラレタノミデアリマシテ、閣議ハ此點ニ於テ何等ノ調査モ研究モ明ニ致シテ居ナイト云フコトガ明ニナリマシタ〔拍手〕遺憾ニ堪ヘマセヌ、此點ニ於テ三大臣ノ答辯デ、私共ガ如何ニ政府内閣ノ意見ヲ理解シテ、此法律ノ審議ヲ進メテ行クカト云フコトニ惑ヘザルヲ得ナイノデアリマス、私ハ再質問ニ關スル資料ヲ整ヘテ参リマシタ、ケレドモ、最早之ヲ問フモ答辯ヲ得ルコトノ出來ナイノハ明カデアリマス、唯茲ニ申上ゲテ置キタイ、總動員計畫ガ出來テ居ルノカ居ナイノカ、三人ノ方カラ一人モ聽クコトガ出來ナカッタ、陸軍大臣竝ニ内務大臣カラモ之ヲ聽クコトガ出來ナイ、出來テ居ルノデスカ、出來テ居ナイノデスカ、三十一條以上ノ權力ヲ法律ニ依ツテ行政權ガ得ナケレバ計畫ガ立タナイノデアルカ、得ナクテモ出來ルノデスカ、茲ニ問題ノ中心トナルノヘ、第一條ヨリ第二十條ニ至ル規定ノ如何ナルモノデアルカヲ理解サレテ居ルカ、而シテ斯様ナモノハ總動員立法ノ中ニ存在ヲ許スベキモノナリヤ否ヤ、二十一條以下ノモノガ、正ニ所謂諸公ノ期待サレル總動員立法ノ内容ノ根核ヲ成サナケレバナラナイモノデハイカト云フ點デアリマス〔拍手〕而モ此二十一條以下ノモノハ頗ル杜撰アリマス、杜撰ナ所ヲ指摘シテ以テ企畫院ハ何ラシテ居ルカ、從來ノ資源局ハ何ラシテ居ルカト云フコトヲ問ヒタイノデアリマスルガ、之ヲ問フコトハ徒

ニ皮肉ニナルダケデ、何等國家ノ爲ニ得ル所ガナイト存ジマス、冀クハ本法案ヲ兩三日ノ間ニ是非讀ンデ、今日以後ノ質問ニ對シマシタガ、御三君へ皆本日提案ノ國家總動員法案ヲ御理解ニナッテ居リマセヌ〔ヒヤヒヤ、拍手〕何ゾ憲法トノ關係等ヲ御研

究ニナッテ居ルト見ルコトガ出来マセウ、

他ノ日程ト共ニ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（小山松壽君） 本案ニ對スル殘餘ノ質疑ハス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、明二十五日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時四十六分散會